

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地

高 島 株 式 会 社

代表取締役社長 高 島 幸 一

第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第133回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従い、2021年6月23日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル
当社本店12階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第133期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第133期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
議 案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
4. 議決権の行使について
の ご 案 内
 - (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時）までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合は、後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年6月23日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時）までに行使してください。

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tak.co.jp/>) におきまして、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 節電対策として、会場内の室温を高めに設定いたしますので、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症への対応につきまして>

多くの株主様が集まる株主総会は新型コロナウイルスへの集団感染のリスクがございます。株主の皆様におかれましては、可能な限り議決権行使書のご返送又は電磁的方法（インターネット）により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認の上、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tak.co.jp/>) におきまして、お知らせいたします。

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ[®]行使
<https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2021年6月23日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時）までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日）におけるわが国の経済環境は、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きも見られます。個人消費は弱含み、企業収益は感染症の影響により非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直しております。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分に注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社事業に関連する市場のうち、建設関連市場は市場全体への感染症の影響により、弱含みで推移するものと見られております。太陽エネルギー関連市場は固定買取価格の引き下げが進む影響、感染症の影響が相まって、市場は低調に推移しております。繊維関連市場、樹脂関連市場も感染症の影響で厳しい状況が続いております。電子機器関連市場については、世界的な感染症の影響拡大による急激な落ち込みから市場状況は回復傾向にあります。

このような環境の下、当社グループでは各分野において売上、利益の確保に努めました。が、売上、営業利益、経常利益、および親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。

この結果、当社グループにおける売上高は、80,625百万円（前連結会計年度比9.2%減）、営業利益は1,395百万円（同18.6%減）、経常利益は1,513百万円（同15.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,000百万円（同19.2%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については前期の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(単位：百万円)

セグメント別	期 別	第133期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第132期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	伸び率 (%)
建 材		47,747	51,133	△6.6
産 業 資 材		20,233	23,518	△14.0
電 子 ・ デ バ イ ス		12,374	13,854	△10.7
賃 貸 不 動 産		268	292	△8.1
合 計		80,625	88,799	△9.2

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 伸び率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

当連結会計年度のセグメント別の営業概況は、次のとおりであります。

建材 (売上高伸び率△6.6%)

建設資材関連分野、太陽エネルギー関連分野ともに感染症による市場影響を受けて売上が減少し、一方で各分野にて利益確保に努めたものの、建材セグメント全体ではセグメント売上、セグメント利益ともに減少いたしました。

産業資材 (売上高伸び率△14.0%)

繊維関連分野、樹脂関連分野において感染症による市場影響を受けて売上が減少し、一方で各分野にて利益確保に努めたものの、産業資材セグメント全体ではセグメント売上、セグメント利益ともに減少いたしました。

電子・デバイス (売上高伸び率△10.7%)

電子機器関連分野においては、感染症による市場影響を大きく受け、電子・デバイスセグメント全体ではセグメント売上、セグメント利益ともに減少いたしました。

賃貸不動産 (売上高伸び率△8.1%)

保有賃貸不動産の安定的な収益を計上する一方、大規模修繕を実施し、保有不動産の売却を実施したことにより、セグメント売上、セグメント利益ともに減少いたしました。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

4. 重要な企業再編等の状況

(賃貸不動産)

当連結会計年度において、高島ホームサービス株式会社の全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

5. 対処すべき課題

当社グループでは、2020年4月より中期経営計画「サステナX（クロス）」（2020年4月より2023年3月までの3ヵ年計画）を遂行しております。

前中期経営計画「サステナ2020」は、高島グループの持続的成長に向けて、材料販売を主とする従来の卸業態の姿から、メーカー機能をはじめとする様々なお役立ち機能の拡充を通じて価値を提供していく姿へと転換する方針を掲げました。

この構造的なビジネスモデルの転換に向け、「サステナ2020」では、基本戦略として、重点施策（「ダントツ戦略」「生産性向上」「コーポレート・ガバナンス強化」など）を力強く推進し、当社グループによる機能提供は着実に広がりを見せています。

2020年度よりスタートしました中期経営計画は、当社グループの多様な人財が、機能の自律的な掛け合わせ（クロス）をすることにより大きな価値を創造する姿勢から、「サステナX（クロス）」といたしました。

「サステナX（クロス）」では、「サステナ2020」の基本戦略は継続しつつ、機能の形成・拡充の方針を一層強く推進し、長期持続的な成長基盤の確立に向けて、事業構造・ポートフォリオ転換を図って参ります。

(1) ダントツ戦略の更なる進化

当社グループは、企業使命「事業を通じて社会に貢献する」を念頭に置き、サステナ社会（持続的発展が可能な社会）の構築に貢献するために、ソリューションを提供していく3つの領域を設定し、それぞれの領域にてダントツ戦略のさらなる進化を図ってまいります。

①省エネソリューション

創エネ・省エネ・蓄エネを連係させ、住まいや建物のエネルギーの有効活用をトータルに支援するソリューション設計・提供を行ってまいります。

②軽量化ソリューション

社会環境やニーズの変化に対応するため、環境負荷を減らせるように軽量化した部材・資材をデザインから製造・加工・納品までの広いプロセスで提供いたします。

③省力化ソリューション

「省力」の概念を加えた工法や製造・加工など一手間加えたユニット化により、人口減少社会や効率化に対する需要に対応したソリューションを提供いたします。

(2) 生産性向上による強靱なコスト競争力獲得

業務全体の見直しを行い、内部統制・コンプライアンス体制を堅持しつつ、システム化などを通じて積極的な生産性の向上を推進してまいります。生産性の向上による、より一層のコスト削減を図って参ります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

監査等委員会設置会社への移行に伴い、社外取締役の増員などを通じ、「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則も踏まえ、より充実した「攻めのガバナンス」体制の構築に向け継続的に取り組んで参ります。

6. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第130期 (2017年度)	第131期 (2018年度)	第132期 (2019年度)	第133期 (2020年度) (当連結会計年度)
売 上 高	85,310	89,557	88,799	80,625
営 業 利 益	1,638	1,682	1,713	1,395
経 常 利 益	1,847	1,857	1,784	1,513
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,325	1,122	1,237	1,000
1株当たり 当期純利益(単位：円)	294.76	249.64	275.29	222.13
総 資 産	43,597	44,736	43,800	42,121
純 資 産	15,843	16,099	16,406	17,454

- (注) 1. 金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 純資産額には、役員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として計上しております。なお、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式を含めて算定しております。
4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第130期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第131期の期首から適用しており、第130期以降の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

7. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ハイランドMP株式会社	70 百万円	100 %	縫製加工製品の開発・製造・販売、膜構造の設計・加工及び産業・医療用物流資材の販売
シーエルエス株式会社	50	100	人工皮革・合成皮革等の各種資材、製品の販売
タクセル株式会社	495	100	プラスチック成形品の製造・販売
iTak (International) Limited	100,000 千香港ドル	100	電子部品、電子機器の販売
iTak International (Thailand) Limited	130,000 千タイバーツ	100	電子部品、電子機器の販売

(注) 2020年4月1日付で小野産業株式会社はタクセル株式会社へ商号を変更しております。

8. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

セグメント別	主要製品又はサービス
建 材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、防災関連商材、設備機器、環境対応関連商品、その他建材
産 業 資 材	合成樹脂、発泡合成樹脂、不織布、加工製品、環境配慮素材、自動車関連部材、新幹線・在来線などの車輛用部材、合成繊維、繊維製品、人工皮革製品、アパレル製品、テント倉庫、省エネ照明、医療用物流資材、その他工業資材
電 子 ・ デ バ イ ス	電子部品、電子機器
賃 貸 不 動 産	保有不動産賃貸

(注) 当連結会計年度より、より専門的かつ効率的な経営判断の推進と意思決定の迅速化、経営責任の明確化を目的とした会社組織の変更に伴い、報告セグメントを従来の「建材セグメント」、「産業資材セグメント」及び「賃貸不動産セグメント」の3区分から、「建材セグメント」、「産業資材セグメント」、「電子・デバイスセグメント」及び「賃貸不動産セグメント」の4区分に変更しております。

9. 主要な営業所（2021年3月31日現在）

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
高 島 株 式 会 社	本 社	東 京 都 千 代 田 区
	大 阪 支 店	大 阪 市 北 区
	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
	北 海 道 営 業 所	札 幌 市 中 央 区
	東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
	中 国 営 業 所	広 島 市 中 区
	九 州 営 業 所	福 岡 市 中 央 区
	四 国 営 業 所	香 川 県 高 松 市
ハイランドMP株式会社	本 社 及 び 工 場 東 京 支 店	栃 木 県 那 須 塩 原 市 東 京 都 台 東 区
シーエルエス株式会社	本 社 東 京 営 業 所	大 阪 市 中 央 区 東 京 都 台 東 区
タクセル株式会社	本 社 及 び 工 場	栃 木 県 栃 木 市
iTak (International) Limited	本 社 台 湾 代 表 事 務 所	中 華 人 民 共 和 国 香 港 台 湾 台 北 市
iTak International (Thailand) Limited	本 社 工 場	タ イ 王 国 バ ン コ ク タ イ 王 国 チ ョ ン プ リ

(注) 1. 小野産業株式会社は、2020年4月1日付でタクセル株式会社に商号を変更しております。

2. iTak (International) Limitedは、2020年4月1日を効力発生日として、同社日本支社（東京オフィス及び大阪オフィス）で営む一切の事業を、当社の連結子会社であるアイタック株式会社に事業譲渡しております。

10. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

事業名	従業員数	前期末比増減
建築資材	184(50)	8
産業資材	214(112)	△3
電子・デバイス	409(234)	104
賃貸不動産	1(1)	△2
全社（共通）	81(15)	△9
合計	889(412)	98

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
 4. 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更したため、前期末比増減については前連結会計年度の数値を変更後の区分方法に組み替えて比較しております。
 5. 「電子・デバイス」セグメントの従業員数が前連結会計年度末と比べて104名増加しましたのは、主に当社の連結子会社であるiTak International (Thailand) Limitedの工場稼働によるものです。

11. 主要な借入先（2021年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,035
株式会社三井住友銀行	280

(注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 14,000,000株
2. 発行済株式の総数 4,507,572株（自己株式38,601株を除く）
 （注）2020年9月30日付で実施した自己株式の消却により発行済株式の総数（自己株式を含む）は前期末に比べ18,400株減少しております。
3. 株主数 4,217名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
高 島 取 引 先 持 株 会	504	11.19
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者株式会社日本カスタディ銀行	213	4.74
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	206	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	200	4.44
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	181	4.03
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	176	3.90
平 和 株 式 会 社	157	3.48
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	102	2.26
株 式 会 社 ク ラ レ	100	2.23
旭 化 成 建 材 株 式 会 社	81	1.80

- （注）1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）に対して、役位に応じて譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を採用しており、当事業年度中に交付した株式数は次の通りであります。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 （社外取締役及び監査等委員を除く）	13,627株	6名
社外取締役 （監査等委員を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 幸一	代表取締役社長 社長執行役員	
高垣 康孝	取締役 専務執行役員 営業管掌兼産業ソリューション事業本部長	東建エンジニアリング株式会社 取締役
後藤 俊夫	取締役 常務グループ執行役員 デバイスソリューション事業本部長	iTak (International) Limited 代表取締役社長
山本 明	取締役 執行役員 建材ソリューション事業本部長	東建エンジニアリング株式会社 監査役
宮本 努	取締役 グループ執行役員	タクセル株式会社 代表取締役社長
鈴木 隆博	取締役 執行役員 経営管理本部長兼総務・人事統括部長	iTak (International) Limited 取締役
弓削 道雄	取締役 (監査等委員・常勤)	
桃崎 有治	取締役 (監査等委員)	桃崎有治公認会計士事務所代表
篠 連	取締役 (監査等委員)	シナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 前田建設工業株式会社 社外監査役
青木 寧	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）弓削道雄氏、取締役（監査等委員）桃崎有治氏、取締役（監査等委員）篠連氏及び取締役（監査等委員）青木寧氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）弓削道雄氏、取締役（監査等委員）桃崎有治氏、取締役（監査等委員）篠連氏及び取締役（監査等委員）青木寧氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）桃崎有治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、弓削道雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
- ・2020年6月25日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって、取締役大畑恭宏氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2020年6月25日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）井上健氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2020年6月25日開催の第132回定時株主総会において、新たに青木寧氏は取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

6. 2021年4月1日付の取締役の地位及び担当の変更と同日付の組織名称変更に伴い、取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
- ・取締役高垣康孝氏の担当は、専務執行役員営業管掌兼産業ソリューション事業本部長から、専務執行役員営業管掌兼産業資材事業本部長に変更となりました。
 - ・取締役後藤俊夫氏は、常務グループ執行役員デバイスソリューション事業本部長から、常務執行役員電子・デバイス事業本部長に就任しました。
 - ・取締役山本明氏は、執行役員建材ソリューション事業本部長から、常務執行役員建材事業本部長に就任しました。
 - ・取締役宮本努氏は、グループ執行役員から執行役員に就任しました。
 - ・取締役鈴木隆博氏は、執行役員経営管理本部長兼総務・人事統括部長から、常務執行役員経営管理本部長に就任し、総務・人事統括部長兼務を解除されました。
7. 当社は社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 当社は、取締役、子会社役員及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険契約により填補されません。

2. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。また、取締役報酬の客観性とその説明責任を十分に果たすことを目的に、代表取締役社長と非業務執行取締役全員で構成し非業務執行取締役を委員長とする報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議に関する内容について諮問し、答申を受けております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決議方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであるとして判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役報酬制度の透明性を担保し、当社グループの企業価値向上に資する人材を登用できるに足る報酬制度を前提に、個々の取締役報酬については、他社水準、従業員給与等とのバランスを考慮し、部分的に短期業績および個人貢献度を評価することで、役位に応じた適切な報酬水準となることに重点を置いております。また、連結グループ業績の向上を意識した経営となるよう利益連動金銭報酬制度を導入し、あわせて中長期において持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を明確化させるため譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。各報酬の割合に関しては、中長期的な経営成績を重視し固定報酬の比率を高めめに設計し、概ね固定報酬55%：変動報酬30%：株式報酬15%を目安としております。

a. 基本報酬に関する方針

固定報酬と業績報酬で構成されております。固定報酬は、役位別に定めた額を、業績報酬は、役位別に定めた基準業績報酬に前事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた業績報酬係数と、報酬委員会が定めた個人別貢献度係数を乗じた額を、年額とし12分割した額を毎月支給しております。

b. 利益連動金銭報酬に関する方針

利益連動金銭報酬を計上した後の「親会社株主に帰属する当期純利益」が10億円以上の場合に当社の対象取締役に対して支給するものとし、「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じて支給率を定め、その支給率を乗じ代表取締役社長への個別支給額を算出します。次にそれ以外の各対象取締役への支給額につきましては、代表取締役社長への個別支給額にあらかじめ定められた役位別係数を乗じて算出いたします。各対象取締役への支給は、株主総会の日以後1か月以内に支給することとしております。ただし、支給総額は100百万円を限度としております。

c. 株式報酬に関する方針

取締役選任時（重任含む）に譲渡制限付株式を、役位別に定めた額に相当する株式を付与しております。なお、譲渡制限は取締役退任時に解除されます。支給総額は年額50百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株以内としております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	125 (-)	83 (-)	23 (-)	17 (-)	7 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	32 (32)	32 (32)	- (-)	- (-)	- (5)
合 計 (うち社外役員)	157 (32)	116 (32)	23 (-)	17 (-)	7 (5)

- (注) 1. 上表には、2020年6月25日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び監査等委員1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であります。当該指標を選択した理由及び算定方法等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「II. 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第130回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額3億20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、7名です。また、2020年6月25日開催の第132回定時株主総会において、利益連動金銭報酬制度の改定及び、譲渡制限付株式報酬制度を導入の決議をいただいております。譲渡制限付株式報酬制度については当該報酬限度額とは別枠として支給いたします。利益連動金銭報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度の決議の対象となる、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）の員数は、6名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第128回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。

5. 社外役員に関する事項

	取締役（監査等委員）			
	弓削 道雄	桃崎 有治	篠 連	青木 寧
(1) 重要な兼職先と当社との関係	—	(別記1)	(別記2)	—
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	—	—	—	—
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記3)	(別記3)	(別記3)	(別記3)
(4) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	—	—	—	—
(5) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	—	—	—	—

(別記1) 桃崎取締役は、桃崎有治公認会計士事務所代表であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記2) 篠取締役は、シナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）及び前田建設工業株式会社社外監査役であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記3) 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況並びに発言状況

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 （監査等委員 ・常勤）	弓削道雄	当事業年度に開催した取締役会15回のうち13回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。	金融機関及び事業会社での要職等長年の豊富な経験と見識に基づく意見等を述べ、当社経営に関して中立的・客観的監督と有益な指導を行っていたことと期待される役割に対し、重要討議事項等経営全般に関する事項に積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。
取締役 （監査等委員）	桃崎有治	当事業年度に開催した取締役会15回のうち13回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。	公認会計士としての豊富な専門的知識と経験や他社での社外取締役の経験に基づく意見等を述べ、当社経営に関して中立的・客観的監督と有益な指導を行っていたことと期待される役割に対し、重要討議事項等経営全般に関する事項に積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。
取締役 （監査等委員）	篠 連	当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。	訴訟関係、リスクマネジメント等に関する弁護士としての高度な専門的知識に基づく意見等を述べ、他社での社外取締役の経験も活かし、当社経営に関して中立的・客観的監督と有益な指導を行っていたことと期待される役割に対し、重要討議事項等経営全般に関する事項に積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	青木 寧	2020年6月25日就任以降開催の取締役会11回のうち11回、監査等委員会10回のうち10回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。	大手消費財化学メーカーでの要職と社外団体での活動等の豊富な経験と見識に基づく意見等を述べ、当社経営に関して中立的・客観的監督と有益な指導を行っていただくとの期待される役割に対し、重要討議事項等経営全般に関する事項に積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。

6. 執行役員に関する事項（2021年6月1日現在）

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の構成は次の通りです。

氏名	地位	担当
川 上 哲 司	執行役員	大阪支店長 兼 建材事業本部大阪統括部長
内 木 仁	執行役員	iTak International(Thailand)Limited 代表取締役社長
徳 本 貴 久	執行役員	経営管理本部経営企画統括部長
西 田 努	執行役員	産業資材事業本部物資統括部長 兼 高島ロボットマーケティング株式会社代表取締役社長
佐 脇 雅 也	執行役員	アイタックインターナショナルジャパン株式会社 代表取締役COO
山 田 健 一	執行役員	建材事業本部東日本統括部長

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の会計監査人としての報酬等の額

34百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

当社の重要な子会社のうちiTak (International) Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等に対する監査等委員会の同意の理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査項目別監査時間や人員配置などの内容及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性などを検討した結果、会社法第399条第3項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、必要と認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものといたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
 - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社及びグループ会社に周知徹底を図る。
 - ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び取締役の職務分掌に基づいて業務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
 - iii. 取締役会については、取締役会規定を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
 - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
 - ii. 経営企画担当役員は、本社サーバーを可能な範囲で活用し、各取締役が閲覧できるよう整備・保存する。
 - iii. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理基準」に基づき、情報システム全般の責任体制を明確化し、情報漏えい等のリスクに対応するため「情報セキュリティ遵守事項」を別途定め、具体的施策を実施する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制
 - i. 「高島グループリスクマネジメント方針」に基づき、社長執行役員をリスクマネジメント最高責任者として、リスク管理を行う。
 - ii. 経営戦略リスクについては、取締役会の責任で検討・対応決定を行う。
 - iii. 業務継続リスクについては、リスク管理委員会規定に基づき、経営管理本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を開催して定期的にはリスクの見直し・検討を行い、社長執行役員に提言を行うことにより、総合的なリスク管理を推進する。
 - iv. 経営企画担当役員が当社及びグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
 - v. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
 - vi. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
 - vii. 顧客対応リスクについては、事業担当取締役がリスクの見直し・検討を行い、必要な対策を策定し、「分掌別責任・権限規定」に基づく手続を行った上で責任を持って対処する。

- viii. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「業務分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書による決裁手続を行った上で責任を持って対処する。
 - ix. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生 of 未然防止に当る。
 - x. 重大な問題が発生した場合は、リスク管理委員会規定に基づき「緊急リスク管理委員会」を開催し、その全容と真の原因を早期に徹底究明し、適正に問題解決に当るとともに、実効性のある再発防止策を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 「業務分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
 - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社及びグループ会社の基本方針並びに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社及びグループ会社に従事するすべての者が法令及び定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「高島グループコンプライアンスメッセージ」に則した業務遂行を常に意識し、「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」「独占禁止法コンプライアンス宣言」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取り組む。
 - ii. 「コンプライアンスプログラム」を策定し、社員に定期的な研修を行うことで、関連法規等の啓蒙を行うとともに、コンプライアンス意識向上を促進する。
 - iii. 内部監査部門の独立性、専門性を保つとともに、不適合な事実があった場合又は社内通報制度により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査、又は監査等委員会による調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会にて審議する等適切な処置をとる。
 - iv. 当社の監査等委員会は当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 業務プロセスを規定化し、規定に基づく業務遂行を行うことで業務の適正を確保する。
 - ii. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り、業務の適正を確保する。
 - iii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。

- iv. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本規定」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係をもたず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
 - v. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遂行するとともに定期的又は、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
 - vi. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - vii. グループ会社の内部統制強化のために、重要なリスクに対する決定を当社の事前承認の上でグループ会社が決定するよう、及び重要な事項に関する相談・報告が事前当社になされるよう、「関係会社統制基準」に基づきグループ会社並びに当社の「業務分掌別責任・権限一覧表」に親会社決裁条項を明確に規定するとともに、必要な規定の整備を行う。
 - viii. 経理、システム、法務、人事、与信管理についてグループ会社へのガバナンスを強化するために、必要なグループ会社に対しては当社担当部門が機能補完を行い、日常業務における統制管理を行う。
 - ix. 監査等委員会はグループ会社の監査役と連絡を密にし、必要に応じてグループ監査役及び監査等委員からなる連絡会議を開催し、グループ会社の状況について報告を受けるものとする。
- (7) 監査等委員会の職務遂行補佐員及びその独立性、指示の実効性の確保に関する体制
- i. 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員職務遂行補佐員を配置するものとする。
 - ii. 監査等委員職務遂行補佐員の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会と協議を行い、同意を得た上で、決定する。
 - iii. 監査等委員職務遂行補佐員への業務命令は監査等委員が行い、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (8) 取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに監査等委員会に報告する。
 - ii. 経営会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項及び社内通報など、監査に必要かつ適切な情報を特定取締役が速やかに監査等委員会へ報告する。
 - iii. グループ会社の監査役は、役員及び使用人から会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実についての報告を受けた時は、適切に対応するとともに、監査等委員会に対して報告を行うこととする。

- (9) 監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- i. 監査等委員会に対して、(8)の報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- i. 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる。
 - ii. 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 特定取締役及び内部監査部門は監査等委員会との連携を密にとり、効率的な監査等委員会監査が行われるよう体制を整備する。また監査等委員会は、内部監査部門より内部統制システムの構築・運用状況について定期的且つ随時報告を受け、必要に応じ説明を求めることができる。
 - ii. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に連絡会合を持ち監査等委員会が必要な情報を得られるよう配慮する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「業務の適正を確保するための体制」につきまして、以下のとおり運用しております。

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、策定した「コンプライアンスプログラム」の推進、見直しの実施を行うとともに、グループ役職員を対象とした研修の実施や内部通報制度によるコンプライアンスの実効性向上に努めました。また、定期的に開催するコンプライアンス委員会、リスク管理委員会において、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

(2) リスク管理

毎月当社グループ全拠点からの報告をもとにリスクのレビューを行い、企業報告に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において情報の共有を行いました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施いたしました。

(4) 内部監査体制

当社の内部監査統括部門が監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

(5) 監査等委員会監査体制

常勤監査等委員が監査計画に基づき、当社グループの監査を実施いたしました。また、監査等委員会（当期中に13回開催）のほか、内部監査部門及び会計監査人とも監査結果の報告等定期的に打ち合わせを行い、相互連携を図りました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、内部留保を拡充し有効活用することにより、企業価値と競争力を向上すると同時に株主に対する配当を安定的に継続することが企業としての重要な責務であると認識しております。

配当につきましては、株主への還元をより明確にするために、各期の業績に連動させる考え方を取り入れ、連結配当性向25%程度とすることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、M&Aなどの重点戦略への投融资に充当し、将来の業績向上を通じて株主への還元を図ってまいります。

当期におきましては、2021年5月12日公表の「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載いたしましたとおり、1株当たり60円の期末配当とさせていただきます。

なお次期の配当につきましては、業績予想を踏まえ1株当たり60円の期末配当を予定しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	32,415	流 動 負 債	21,595
現金及び預金	5,882	支払手形及び買掛金	18,430
受取手形及び売掛金	21,760	短期借入金	615
商品及び製品	2,968	1年内返済予定の長期借入金	261
仕掛品	151	未払費用	594
原材料及び貯蔵品	653	未払法人税等	290
未成工事支出金	665	未払消費税等	208
前渡金	100	賞与引当金	323
前払費用	83	役員賞与引当金	23
未収入金	99	その他	847
その他	124	固 定 負 債	3,072
貸倒引当金	△74	長期借入金	600
固 定 資 産	9,706	繰延税金負債	454
有 形 固 定 資 産	4,326	再評価に係る繰延税金負債	204
建物及び構築物	1,666	退職給付に係る負債	69
機械装置及び運搬具	359	その他	1,743
工具、器具及び備品	92	負 債 合 計	24,667
土地	2,194	純 資 産 の 部	
リース資産	4	株 主 資 本	16,233
建設仮勘定	8	資本金	3,801
無 形 固 定 資 産	140	資本剰余金	1,822
投 資 そ の 他 の 資 産	5,238	利益剰余金	10,685
投資有価証券	3,245	自己株式	△76
長期貸付金	42	その他の包括利益累計額	1,221
長期営業債権	119	その他有価証券評価差額金	897
退職給付に係る資産	316	土地再評価差額金	417
繰延税金資産	106	為替換算調整勘定	△189
その他	1,559	退職給付に係る調整累計額	95
貸倒引当金	△151	純 資 産 合 計	17,454
資 産 合 計	42,121	負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,121

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	80,625
売 上 原 価	72,786
売 上 総 利 益	7,838
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,443
営 業 利 益	1,395
営 業 外 収 益	323
受 取 利 息	40
受 取 配 当 金	111
貸 倒 引 当 金 戻 入	12
助 成 金 収 入	70
雑 収 入	88
営 業 外 費 用	205
支 払 利 息	29
為 替 差 損	89
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3
固 定 資 産 除 却 損	16
休 業 手 当	32
業 績 連 動 型 株 式 報 酬 制 度 終 了 損	26
雑 支 出	7
経 常 利 益	1,513
特 別 利 益	175
固 定 資 産 売 却 益	60
保 険 差 益	93
保 険 解 約 返 戻 金	21
特 別 損 失	177
関 係 会 社 株 式 売 却 損	41
減 損 損 失	124
そ の 他 の 特 別 損 失	11
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,511
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	542
法 人 税 等 調 整 額	△31
当 期 純 利 益	1,000
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,000

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	3,801	1,825	9,860	△131	15,356
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△361		△361
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,000		1,000
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△3		27	23
自己株式の消却				28	28
土地再評価差額金の 取崩			185		185
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△3	824	54	876
2021年3月31日残高	3,801	1,822	10,685	△76	16,233

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2020年4月1日残高	487	603	△46	5	1,049	16,406
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△361
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,000
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						23
自己株式の消却						28
土地再評価差額金の 取崩						185
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	409	△185	△142	89	171	171
当期変動額合計	409	△185	△142	89	171	1,048
2021年3月31日残高	897	417	△189	95	1,221	17,454

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結範囲に関する事項
連結子会社 13社
(主要子会社名 ハイランドMP株式会社、シーエルエス株式会社、タクセル株式会社、iTak (International) Limited、iTak International (Thailand) Limited)
すべての子会社を連結の範囲に含めることとしております。
当連結会計年度において、連結子会社であった高島ホームサービス株式会社の全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。
当連結会計年度において、小野産業株式会社はタクセル株式会社へ商号を変更しております。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社 2社
(株式会社動力、HITエンジニアリング株式会社)
すべての関連会社を持分法適用会社としております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうちiTak (International) Limited、iTak International (Shanghai) Limited、iTak International (Thailand) Ltd.、iTak International (Shenzhen) Limited、iTak International (Vietnam) Co., Ltd.、iTak International (Malaysia) Sdn. Bhd. 及びアイタックインターナショナルジャパン株式会社の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結に必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
その他有価証券
時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。
 - ②デリバティブ
時価法によっております。
 - ③たな卸資産
主として、商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は移動平均法（商品に含まれる販売用不動産は個別法）、未成工事支出金は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、
(リース資産を除く) 1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日
以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定
する方法と同一の基準によっております。
- ②無形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規
(リース資産を除く) 定する方法と同一の基準によっております。
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能
見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について
は、期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の
年数(主として6年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理して
おります。
- ③小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要
給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ②その他の工事 工事完成基準

(6) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法
金利スワップについて特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
- ③ヘッジ方針
主として当社グループの管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(8) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

II. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産4,326百万円

当社グループは、原則として、事業用資産について事業単位でグルーピングを行っています。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

(1) 営業取引に対する担保差入資産	
投資有価証券	1,619百万円
計	1,619百万円
(2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。	
投資その他の資産「その他」(供託金)	10百万円
計	10百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	5,613百万円
----------------	----------

3. 電子記録債権割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高	4百万円
-----------	------

4. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 425百万円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 519百万円

5. 圧縮記帳額

保険差益等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物 694百万円

機械装置及び運搬具 41百万円

工具、器具及び備品 27百万円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,546,173株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	361	利益剰余金	80.0	2020年3月31日	2020年6月9日

(注) 2020年5月14日開催の取締役会による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	270	利益剰余金	60.0	2021年3月31日	2021年6月8日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は取引限度規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また連結子会社についても、当社の取引限度規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係わる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。またデリバティブの利用にあたっては、取引相手に対する信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,882	5,882	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,760	21,760	—
(3) 投資有価証券	3,053	3,053	—
資産計	30,697	30,697	—
(1) 支払手形及び買掛金	18,430	18,430	—
(2) 短期借入金	615	615	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	261	261	—
(4) 長期借入金	600	595	△4
負債計	19,907	19,903	△4
デリバティブ取引（※）	12	12	—

（※） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券、並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：百万円）

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	252	—	12	12
	ユーロ	42	—	0	0
合 計		295	—	12	12

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	191

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,882	—	—	—
受取手形及び売掛金	21,760	—	—	—

（注4）借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	615	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	261	—	—	—	—	—
長期借入金	—	240	240	120	—	—

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸住宅・賃貸ホテル（土地を含む）等を所有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は126百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,026	△696	2,329	4,045

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は東京都北区の賃貸用住宅の売却（678百万円）及び減価償却の実施（64百万円）によるものであります。

（注3）当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によるものであります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,872円19銭

1株当たり当期純利益 222円13銭

（注）役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。役員向け株式交付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は当連結会計年度8千株であります。

Ⅸ. 追加情報に関する注記

1. 役員向け株式交付信託について

当社は、2016年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）を対象として業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しておりましたが、2020年6月25日開催の株主総会決議に基づき、本制度を廃止し、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬制度であります。業績の指標としては「親会社株主に帰属する当期純利益」を使用することといたします。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

本制度の廃止に伴い、該当事項はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて

当社グループでは、貸倒引当金、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性の検討において、新型コロナウイルス感染症の影響が、翌連結会計年度末まで続くとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

X. その他の注記

1. 保険差益に関する事項

当連結会計年度の連結損益計算書に計上している保険差益は、主として当社連結子会社タクセル株式会社において、2019年1月28日に発生した火災事故に関する保険金によるものであります。

2. 減損損失に関する事項

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額（百万円）
タクセル株式会社	事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具等	2
高島ロボットマーケティング株式会社	事業用資産	機械装置及び運搬具等	85
iTak International (Vietnam) Co., Ltd. (ベトナム社会主義共和国)	事業用資産	建物及び構築物等	36

当社グループは、原則として、事業用資産については事業単位を基礎としてグルーピングを行っておりません。

タクセル株式会社において、将来の使用見込がなく廃棄することが決定された資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

高島ロボットマーケティング株式会社及びiTak International (Vietnam) Co., Ltd.において、当初見込んでいた販売計画に対し進捗が遅延していることによる営業赤字が発生しており、投資額の回収が見込めないと判断したため、事業用資産について回収可能価額まで減損損失を計上しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	24,646	流動負債	17,482
現金及び預金	3,516	買掛金	11,667
受取手形	5,053	電子記録債務	3,864
売掛金	9,112	1年内返済予定の長期借入金	250
電子記録債権	3,031	関係会社預り金	206
商物品	1,239	未払金	125
未成工事支出金	646	未払費用	219
前渡金	94	未払法人税等	159
前払費用	49	未払消費税等	139
関係会社預け金	1,989	前受金	587
未収入金	148	預り金	29
その他	113	賞与引当金	209
貸倒引当金	△350	役員賞与引当金	23
固定資産	10,921	固定負債	2,686
有形固定資産	2,371	長期借入金	600
建物	953	預り保証金	1,580
構築物	4	繰延税金負債	295
機械及び装置	10	再評価に係る繰延税金負債	192
工具、器具及び備品	45	その他	18
土地	1,356	負債合計	20,168
無形固定資産	120	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	27	株主資本	14,252
ソフトウェア仮勘定	82	資本金	3,801
施設利用権等	10	資本剰余金	1,822
投資その他の資産	8,429	資本準備金	950
投資有価証券	3,084	その他資本剰余金	872
関係会社株式	3,740	利益剰余金	8,704
従業員長期貸付金	3	その他利益剰余金	8,704
敷金及び保証金	1,385	別途積立金	700
前払年金費用	179	繰越利益剰余金	8,004
長期営業債	106	自己株式	△76
その他	29	評価・換算差額等	1,146
貸倒引当金	△99	その他有価証券評価差額金	903
資産合計	35,567	土地再評価差額金	243
		純資産合計	15,398
		負債・純資産合計	35,567

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	58,854
売 上 原 価	53,907
売 上 総 利 益	4,946
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,196
営 業 利 益	749
営 業 外 収 益	461
受 取 利 息	50
受 取 配 当 金	328
債 却 債 権 取 立 益	1
為 替 差 益	5
貸 倒 引 当 金 戻 入	13
雑 収 入	61
営 業 外 費 用	38
支 払 利 息	12
業績連動型株式報酬制度終了損	26
雑 支 出	0
経 常 利 益	1,173
特 別 利 益	60
固 定 資 産 売 却 益	60
特 別 損 失	274
関係会社貸倒引当金繰入	207
関係会社株式売却損	18
関係会社株式評価損	49
税 引 前 当 期 純 利 益	958
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	321
法 人 税 等 調 整 額	△60
当 期 純 利 益	697

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合計		
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2020年4月1日残高	3,801	950	875	1,825	700	7,483	8,183	△131	13,679
当期変動額									
剰余金の配当						△361	△361		△361
当期純利益						697	697		697
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分			△3	△3				27	23
自己株式の消却								28	28
土地再評価差額金の取崩						185	185		185
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△3	△3	—	521	521	54	573
2021年3月31日残高	3,801	950	872	1,822	700	8,004	8,704	△76	14,252

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年4月1日残高	510	428	938	14,617
当期変動額				
剰余金の配当				△361
当期純利益				697
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				23
自己株式の消却				28
土地再評価差額金の取崩				185
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	392	△185	207	207
当期変動額合計	392	△185	207	780
2021年3月31日残高	903	243	1,146	15,398

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

年金資産の見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には、当該差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他の工事
工事完成基準

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

当社の管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

II. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式3,740百万円

関係会社預け金1,989百万円

当社が所有する関係会社株式の評価においては、関係会社の純資産額を実質価額として、当該実質価額が帳簿価額の50%を下回る場合に著しく低下したと判断しております。実質価額が著しく低下していると判断した場合、当該株式の発行会社の事業計画を基礎として回復可能性の見積り、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで評価損を計上しております。また関係会社に対する融資については、融資先会社の事業計画、財政状態を基礎として回収可能性を判断し、回収不能と見込んだ金額を貸倒引当金として計上しております。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産及びその対応債務

(1) 営業取引に対する担保差入資産

投資有価証券 1,619百万円

計 1,619百万円

(2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

投資その他の資産「その他」(供託金) 10百万円

計 10百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,290百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

関係会社に対する短期金銭債権 698百万円

関係会社に対する短期金銭債務 117百万円

4. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(1999年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…… 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 425百万円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 425百万円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,364百万円
仕入高	731百万円
その他の営業取引高	27百万円
営業取引以外の取引高	272百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	69	0	32	38

(注1) 当事業年度期首の普通株式の自己株式数には役員向け株式交付信託が保有する当社株式18千株が含まれております。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株によるものであります。

(注3) 普通株式の自己株式の株式数の減少32千株は、譲渡制限付株式報酬制度の支給13千株、役員向け株式交付信託制度の廃止による18千株であります。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	141
賞与引当金	64
販売用不動産評価損	46
投資有価証券評価損	70
未払事業税	14
その他	69
繰延税金資産小計	405
評価性引当額	△247
繰延税金資産合計	158
繰延税金負債	
前払年金費用	△54
その他有価証券評価差額金	△398
土地再評価差額金	△192
繰延税金負債合計	△646
繰延税金負債の純額	△488

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.96
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.83
住民税均等割等	1.75
評価性引当額の影響額	0.92
その他	0.80
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.22

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	ハイランドMP株式会社	栃木県那須塩原市	70	繊維製品の加工・販売、及び産業・医療用物流資材の販売	(所有)直接100%	兼任1人	当社商品の販売 余剰資金の預け・預り	商品の販売(注1) 資金の預け(注2) 資金の預り(注2) 受取利息(注2)	557 763 920 1	売掛金 関係会社預り金 未収入金	352 156 133
子会社	シーエルエス株式会社	大阪府大阪市	50	人工皮革・合成皮革等の各種資材・製品の販売	(所有)直接100%	兼任1人	余剰資金の預け・預り	資金の預け(注2) 資金の預り(注2) 受取利息(注2)	3,225 2,658 4	関係会社預け金 未収入金	566 4
子会社	タクセル株式会社	栃木県栃木市	495	プラスチック成形品の製造・販売	(所有)直接100%	兼任2人	余剰資金の預け・預り	資金の預け(注2) 資金の預り(注2) 受取利息(注2)	2,148 1,194 5	関係会社預け金 未収入金	954 5

(注1) 商品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

(注2) 資金の預け・預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注3) 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,416円17銭
1株当たり当期純利益	154円90銭

(注) 役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。役員向け株式交付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は当事業年度8千株であります。

X. 追加情報に関する注記

1. 役員向け株式交付信託について

取締役が信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「IX. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りに関する注記については、連結注記表の「IX. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 田 昭 仁[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 幸 夫[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

高 島 株 式 会 社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）	弓	削	道	雄 ^印
監査等委員（社外取締役）	桃	崎	有	治 ^印
監査等委員（社外取締役）	篠			連 ^印
監査等委員（社外取締役）	青	木		寧 ^印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	たかしま こういち 高島 幸一 (1952年8月8日生)	1978年2月 プロクター・アンド・ギャンブル日本法人入社 2000年7月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク エクスターナル・リレーションズディレクター 2002年6月 当社入社 2002年6月 取締役副社長 2003年6月 代表取締役副社長 2004年6月 代表取締役社長 2016年4月 代表取締役社長兼産業ソリューション事業本部長 2016年6月 代表取締役社長兼社長執行役員兼産業ソリューション事業本部長 2018年4月 代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	48,038株
2	たかがき やす たか 高垣 康孝 (1954年5月21日生)	1977年4月 当社入社 2003年4月 建材担当ディレクター 2003年7月 建設分野担当ディレクター 2004年4月 建設資材担当ディレクター 2007年4月 名古屋支店長兼建設資材担当 ディレクター 2009年4月 建材事業本部長兼東京統括部長 2009年6月 取締役建材事業本部長兼東京統括部長 2010年10月 取締役建材事業本部長 2011年6月 常務取締役建材事業本部長 2012年6月 東建エンジニアリング株式会社取締役（現任） 2016年4月 常務取締役建材ソリューション事業本部長 2016年6月 取締役兼常務執行役員建材ソリューション事業本部長 2018年4月 取締役兼専務執行役員建材ソリューション事業本部長 2020年4月 取締役兼専務執行役員営業管掌兼産業ソリューション事業本部長 2021年4月 取締役兼専務執行役員営業管掌兼産業資材事業本部長（現任）	14,586株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	ごとうとしお 後藤 俊夫 (1959年12月12日生)	1983年4月 当社入社 1997年10月 当社経営企画室付課長兼iTak(International) Limited 代表取締役社長 2003年4月 当社電子デバイス担当ディレクター兼 iTak(International)Limited 代表取締役社長 2009年4月 iTak(International)Limited 代表取締役社長 2012年6月 当社取締役兼iTak(International)Limited 代表取締 役社長 2016年6月 当社取締役兼グループ執行役員 iTak(International)Limited 代表取締役社長 2018年4月 当社取締役兼常務グループ執行役員 iTak(International)Limited 代表取締役社長 2020年4月 取締役兼常務グループ執行役員デバイスソリューション 事業本部長兼 iTak(International)Limited 代表 取締役社長 2021年4月 取締役兼常務執行役員電子・デバイス事業本部長兼 iTak(International)Limited 代表取締役社長 (現任)	14,561株
4	やまもとあきら 山本 明 (1963年2月9日生)	1987年4月 株式会社大阪東通 (現株式会社関西東通) 入社 1991年10月 丸紅合樹製品株式会社 (現丸紅ブラックス株式会社) 入社 2010年2月 当社入社 建材事業本部 特販推進大阪ビジネスユニットマネージャー 2011年4月 建材事業本部中国営業所長 2013年4月 建材事業本部西日本統括部副統括部長 2014年4月 建材事業本部東日本統括部長 2016年6月 東建エンジニアリング株式会社監査役 (現任) 2017年4月 執行役員建材ソリューション事業本部 東日本統括部長 2018年4月 執行役員建材ソリューション事業本部副本部長兼東日 本統括部長 2018年6月 取締役兼執行役員建材ソリューション事業本部副本部 長兼東日本統括部長 2020年4月 取締役兼執行役員建材ソリューション事業本部長 2021年4月 取締役兼常務執行役員建材事業本部長 (現任)	2,360株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	すずき たかひろ 鈴木 隆博 (1968年10月20日生)	<p>1991年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 業務推進部調査役</p> <p>2007年4月 K F i 株式会社（現東京国際コンサルティング株式会社） エグゼクティブコンサルタント</p> <p>2014年6月 株式会社LTCBネットワークス マネージングディレクター</p> <p>2015年12月 当社入社 内部監査統括部副統括部長</p> <p>2016年1月 内部監査統括部長</p> <p>2017年4月 執行役員内部監査統括部長</p> <p>2018年4月 執行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長</p> <p>2018年6月 取締役兼執行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長</p> <p>2019年3月 取締役兼執行役員経営管理本部長兼 iTak(International)Limited取締役</p> <p>2019年9月 取締役兼執行役員経営管理本部長兼総務・人事統括部長兼 iTak(International)Limited取締役</p> <p>2021年4月 取締役兼常務執行役員経営管理本部長兼 iTak(International)Limited取締役（現任）</p>	2,452株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の選任理由は以下のとおりです。

- (1) 高島幸一氏は、国際・国内マーケティング、営業部門等の業務経験を経て、当社に2002年に入社し、経営的立場での豊富な経験を有しております。2004年以来当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (2) 高垣康孝氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2009年より当社取締役として、建材事業を統括する立場で活動を行い、2020年4月からは産業資材事業を統括する立場で積極的に活動し、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (3) 後藤俊夫氏は、国際営業部門での業務経験を経て、経営的立場で豊富な経験を有しています。2012年以來当社取締役として、電子・デバイス事業を統括する立場で、国際的事業展開の推進等で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (4) 山本明氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2017年より当社執行役員として、建材事業の最重要分野を統括する立場で、積極的に活動を行い、2018年からは、当社取締役として、引き続き建材事業の最重要分野を統括する立場として、2020年4月からは建材事業全体を統括する立場として、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
- (5) 鈴木隆博氏は、金融、コンサルティング等の営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しています。2017年より当社執行役員として、内部監査部門を統括する立場で、積極的に活動を行い、2018年からは当社取締役として、経営管理部門を統括する立場で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

3. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月下旬
基 準 日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
株主名簿管理人及び 特別口座の管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電 話 照 会 先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
一 単 元 の 株 式 の 数	100株
ホームページアドレス	https://www.tak.co.jp/

●住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

●未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

〈株主総会会場ご案内図〉

会場 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル
当社本店12階会議室



◎交通機関のご案内

J R 中央線 (快速)、中央・総武線 (各駅停車)

..... 御茶ノ水駅 御茶ノ水橋口より 徒歩 2分

地下鉄

東京メトロ 丸ノ内線 御茶ノ水駅 2番出入口より 徒歩 3分

東京メトロ 千代田線 新御茶ノ水駅 B1番出入口より 徒歩 2分